

# 雇用調整助成金等の申請をお考えの方

## 雇用調整助成金等の手続きに困っている方

### 雇用調整助成金の申請等を社会保険労務士に 委託する費用を補助します!

R2.7.9 から R3.3.31 まで

**☆対象となる方**は次のいずれにも該当する方が対象となります

- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等を行い、雇用調整助成金等について支給決定を受けた方
- 中小企業者(事業所も可)及びフリーランスを含む個人事業者
- 次のいずれにも該当しない方
  - ・滝沢市税を滞納している方
  - ・他の同種同類の補助金等を受けている方
  - ・その他市長が補助金を交付する対象としてふさわしくない行為をしたと認められる方

**☆対象となる制度**

- 雇用調整助成金
- 緊急雇用安定助成金
- 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応コース助成金
- 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金
- 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金

**☆対象となる経費**は社会保険労務士に支払った次に掲げる経費となります(消費税及び地方消費税を除く)

- 雇用調整助成金等の申請書類の作成に要する経費
- 提出代行又は事務代理に要する経費
- 提出代行又は事務代理に要する経費に規定する業務に付随して必要となる経費として市長が認めるもの
- その他市長が必要と認める経費

**☆補助金の額**

- 補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、10万円を限度とします
- 補助金の交付は、1事業者につき1回を限度とします

**☆補助金の申請方法**は滝沢市ホームページをご覧ください

<https://www.city.takizawa.iwate.jp/life/work/syusyoku/kinkyukoyou-2.html>(詳しくはこちらから!)

**☆申請先(お問い合わせ先)** 郵送または窓口へ提出してください

〒020-0692 滝沢市中鵜飼 55 番地  
滝沢市経済産業部観光物産課  
TEL 019-656-6534・6535